



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *60 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (砂防課)..... 1
- *61 砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 2
- *62 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")..... 2

○ 告示

- 1300 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 3
- 1301 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 3
- 1302 有田川土地改良区の役員就退任 (農業農村整備課)..... 4
- 1303 吉原土地改良区の定款変更の認可 (")..... 5
- 1304 保安林予定森林 (森林整備課)..... 5
- 1305 道路の区域変更 (道路保全課)..... 6
- 1306 道路の供用開始 (")..... 6
- 1307 道路の区域変更 (")..... 6
- 1308 道路の供用開始 (")..... 7
- 1309 道路の区域変更 (")..... 7
- 1310 道路の供用開始 (")..... 8

○ 公告

- 争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)..... 8

規 則

和歌山県規則第60号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(平成12年和歌山県規則第106号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(急傾斜地崩壊危険区域に関する調査等を行う職員の証の様式)」に改める。

第6条第1項第2号中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

別記第1号様式中「身分証明書」を「急傾斜地崩壊危険区域に関する調査等を行う職員の証」に、「抜すい」を「抜粋」に改める。

別記第2号様式中「急傾斜地危険区域内行為許可申請書」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為許可申請書」に、「急傾斜地危険区域内に」を「急傾斜地崩壊危険区域内に」に改める。

別記第3号様式中「急傾斜地危険区域内行為変更許可申請書」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為変更許可申請書」に、「急傾斜地危険区域内行為の」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為の」に改める。

別記第4号様式中「急傾斜地危険区域内行為許可更新申請書」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為許可更

新申請書」に、「急傾斜地危険区域内行為の」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為の」に改める。

別記第5号様式中「急傾斜地危険区域内行為着手届出書」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為着手届出書」に、「急傾斜地危険区域内に」を「急傾斜地崩壊危険区域内に」に改める。

別記第6号様式中「急傾斜地危険区域内行為終了（廃止、中止）届出書」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為終了（廃止、中止）届出書」に、「急傾斜地危険区域内に」を「急傾斜地崩壊危険区域内に」に改める。

別記第8号様式中「急傾斜地危険区域内行為届出書」を「急傾斜地崩壊危険区域内行為届出書」に、「急傾斜地危険区域内に」を「急傾斜地崩壊危険区域内に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書及び届出書は、改正後の急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定により提出されたものとみなす。

和歌山県規則第61号

砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

砂防指定地の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂防指定地の管理に関する条例施行規則（平成15年和歌山県規則第82号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第5条第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第7条第1号から第4号までを次のように改める。

- (1) 西日本高速道路株式会社
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (4) 独立行政法人都市再生機構

第7条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第13条第2項及び別記第9号様式中「身分証明書」を「砂防監視に係る職員の証」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条及び別記第9号様式の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

和歌山県規則第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成19年和歌山県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（基礎調査等従事者証明書）」に改め、同条中「第21条第2項」の次に「及び第28条

第2項」を加え、「身分証明書」を「基礎調査等従事者証明書」に改める。

別記第1号様式(表)中「身分証明書」を「基礎調査等従事者証明書」に、「及び第21条第1項」を「、第21条第1項及び第28条第1項」に改め、同様式(裏)中「2 第5条第5項の規定は、前項の場合について準用する。」を「2 第5条第5項の規定は、前項の場合について(緊急調査のための土地の立入り等)第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又は、他人の占有する土地に立ち入り、又はして一時使用することができる。2 第5条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、用について準用する。この場合において、同条府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み準用する。

合について準用する。

」を

「2 第5条第5項の規定は、前項の場合について

(緊急調査のための土地の立入り等)

第28条 都道府県知事若しくは国土交通大臣又は、他人の占有する土地に立ち入り、又はして一時使用することができる。

2 第5条(第1項及び第4項を除く。)の規定は、用について準用する。この場合において、同条府県」とあるのは、「都道府県又は国」と読み

準用する。

はこれらの命じた者若しくは委任したあるときは、これらの必要な限度にお特別の用途のない人の土地を作業場と

に改め、同様式備考中「6センチメートル」を「12センチメート

前項の規定による立入り及び一時使第8項から第10項までの規定中「都道替えるものとする。」

ル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1300号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
新歯 44-21	熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足320	平成 23. 12. 28

和歌山県告示第1301号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新歯 47-24	新宮市熊野川歯科診療所	新宮市熊野川町日足324 熊野川行政局4階	平成 24.10.1

和歌山県告示第1302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により有田川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成24年7月31日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	服部靖彦	有田郡有田川町大字小川407番地1
理事	植村孝志	有田郡有田川町大字市場242番地
理事	決得唯一	有田郡有田川町大字丹生222番地
理事	三木美和	有田郡有田川町大字大谷239番地1
理事	藤川久	有田郡有田川町大字出95番地1
理事	坂井道生	有田郡有田川町大字土生291番地2
理事	北畑忍	有田郡有田川町大字小島433番地5
理事	星田泰弘	有田郡有田川町大字長田517番地
理事	的場健治	有田市宮原町須谷268番地
理事	我藤義夫	有田市宮原町道247番地
理事	澤崎幹生	有田市宮原町滝川原351番地5
理事	橋本雅典	有田市宮原町東802番地2
理事	御前一之	有田市山田原245番地
理事	川口明	有田市糸我町中番118番地の1
理事	最田雅文	有田市糸我町西787番地
理事	崎山勝也	有田市糸我町西175番地の2
理事	木下健	有田市辻堂994番地
理事	辻本典員	有田市千田1841番地
理事	石井憲	有田市千田1548番地
理事	江川和雄	有田市野565番地
理事	江川重信	有田市宮崎町907番地
理事	岡本善夫	有田郡湯浅町大字吉川579番地
理事	松野実	有田郡湯浅町大字栖原783番地
理事	畑良典	有田郡湯浅町大字田965番地
理事	橋本恵一	有田市初島町里337番地
理事	岩井良郎	海南市下津町鯨川123番地
監事	岩倉稔	有田郡有田川町大字船坂112番地
監事	宮井信英	有田市山田原309番地
監事	宇野禎泰	有田市星尾305番地
監事	森川秀和	有田市箕島867番地

2 就任した役員（平成24年8月1日就任）

職名	氏名	住所
理事	服部靖彦	有田郡有田川町大字小川407番地1
理事	采女博行	有田郡有田川町大字市場134番地
理事	片山明弘	有田郡有田川町大字丹生155番地
理事	三木美和	有田郡有田川町大字大谷239番地1
理事	藤川久	有田郡有田川町大字出95番地1
理事	須佐見益雄	有田郡有田川町大字水尻1009番地
理事	北畑忍	有田郡有田川町大字小島433番地5
理事	星田泰弘	有田郡有田川町大字長田517番地
理事	藤岡睦夫	有田市宮原町須谷797番地
理事	皆岡博	有田市宮原町滝川原174番地の2
理事	橋本雅典	有田市宮原町東802番地2
理事	小池吉久	有田市下中島241番地
理事	御前一之	有田市山田原245番地
理事	伊藤和幸	有田市糸我町中番112番地
理事	最田雅文	有田市糸我町西787番地
理事	崎山勝也	有田市糸我町西175番地の2
理事	木下健	有田市辻堂994番地
理事	辻本典員	有田市千田1841番地
理事	石井憲	有田市千田1548番地
理事	上野山和広	有田市野348番地2
理事	江川重信	有田市宮崎町907番地
理事	登尾和生	有田郡湯浅町大字吉川762番地
理事	松野実	有田郡湯浅町大字栖原783番地
理事	酒井良次	有田郡湯浅町大字田34番地
理事	橋本恵一	有田市初島町里337番地
理事	岩本純一郎	海南市下津町鯨川705番地
監事	中西宗吾	有田郡有田川町大字賢233番地
監事	竹谷博夫	有田市宮原町道308番地
監事	宇野禎泰	有田市星尾305番地
監事	森川秀和	有田市箕島867番地

和歌山県告示第1303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、吉原土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1304号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡上富田町岡字小郷2055の2・2055の7（以上2筆について次の図に

示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 424号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市龍神村福井字上ハ平394番1地先から同市龍神村福井字福井田451番3地先まで	旧	21.50 } 40.10	175.50	
同上	新	12.40 } 20.50	175.50	

和歌山県告示第1306号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 424号

供用開始の区間 田辺市龍神村福井字上ハ平394番1地先から同市龍神村福井字福井田451番3地先まで

供用開始の期日 平成24年11月6日

和歌山県告示第1307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

示す。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 市鹿野鮎川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
田辺市小谷字九郎藏10番地先から同市小谷字九郎藏8番3地先まで	旧	3.60 } 7.80	93.10	
同上	新	11.60 } 21.10	93.10	

和歌山県告示第1308号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 市鹿野鮎川線

供用開始の区間 田辺市小谷字九郎藏10番地先から同市小谷字九郎藏8番3地先まで

供用開始の期日 平成24年11月6日

和歌山県告示第1309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡白浜町田野井字中楚408番1地先から同町田野井字中楚432番1地先まで	旧	8.00 } 15.70	114.30	
同上	新	8.90 }	114.30	

19.70

和歌山県告示第1310号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 西牟婁郡白浜町田野井字中楚408番1地先から同町田野井字中楚432番1地先まで

供用開始の期日 平成24年11月6日

公 告

公 告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成24年10月26日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成24年11月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成24年11月8日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山生協病院、おおみや診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、生協こども診療所、生協病院附属診療所、河西診療所、訪問看護ステーション・レインボー、在宅介護支援センター和歌山生協病院、訪問看護ステーション・生協みなみ、海南・海草総合介護支援センター「げんき」、日赤和歌山医療センター、和歌山労災病院、松寿苑、和歌山県民総合健診センター、田辺赤十字血液センター、済生会有田病院及びライフケア有田の和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。